

厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）  
分担研究報告書

PC アプリとして機能する意思伝達ソフトウェアを組み込んだ装置の実態調査

研究分担者 井村 保（中部学院大学 看護リハビリテーション学部 教授）

研究協力者 伊藤 和幸（国立障害者リハビリテーションセンター研究所 室長）

研究要旨

PCアプリとして機能する意思伝達ソフトウェアを組み込んだ装置の実態調査として、①行政機関に対する支給申請状況調査と②販売事業者に対する販売状況や納入前後における負担等を確認した。行政調査では、実際に意思伝達装置の申請を受けることが少ない自治体も多く、対応製品の確認として、消費税法における非課税対象の障害者用物品としている場合があった。また、付属品を含む構成において疑義のある例が見られた。販売事業者調査では、補装具支給判定の立ち合いや、販売前後の「無線LAN」「インターネット」「リモコン」の設定という意思伝達装置の主機能以外に対する負担が大きいことが確認された。これらの状況より、（１）現行の補装具としての基準を厳守しそれ以外のニーズは別の種目等と切り分ける、（２）補装具における意思伝達装置の基準をソフトウェアや適合に特化するなどへ見直す、（３）利用制限を解除するといった対応の検討が必要と考えられる。

A. 研究目的

障害者総合支援法における補装具費支給制度対象の重度障害者用意思伝達装置（以下、意思伝達装置）は、平成30(2018)年度からの視線検出式入力装置の修理基準追加を機に新たな製品（装置）の販売が増えている。しかし、その実態として多くの製品は、PCに意思伝達ソフトウェアを組み込んだことで、多機能PCをもって意思伝達装置としているものも多い。それらは、意思伝達に有効であったとしても、補装具としての要件や意思伝達装置の基準に合致するか判断に戸惑う装置もある。

また、これらの多機能な装置では、入力装置の適合や意思伝達機能に関する諸調整以外の設定等が多く、販売事業者の負担が大きく、採算がとれないという意見もこれまでに聞かれている。

本研究では、PCアプリとして機能する意思伝達ソフトウェアを組み込んだ装置の実態調査として、①支給実態調査として、自治体における意思伝達装置の支給実態および取り扱い等、②市場状況調査として、販売事業者での納入前後における負担等を確認する。これにより、PCアプリを組み込んだ意思伝達

装置が補装具として公正適切な対応がとられるための基準案を次年度に提案するために、必要な検討事項について整理することを目的とする。

B. 研究方法

B-1. 支給実態調査（行政調査）

PCアプリとして機能する意思伝達ソフトウェアを組み込んだ装置等の支給実態調査について確認するために、全国の市町村および特別区（1741自治体）を対象に照会した<sup>1</sup>。

（方法）

・郵送で調査票発送（回答用紙は、HPよりダウンロード可能とする）

・回答は郵送・メール添付またはWebフォーム

（調査期間）

・令和3年8月10日に調査票を郵送し、回答期限を10月末日としたが、回収数の確保のため再度

<sup>1</sup> 本研究課題にある「児童への意思伝達装置の支給に関する実態調査」に関する事項と一括して調査している。

の回答依頼を行い、12月20日締切（最終受付令和4年1月7日）とした。

（主な事項）

- ・対象期間としては、H30/R1/R2年度の3年度間（H30.4.1-R3.3.31）とする。
- ・購入基準の申請状況・支給決定状況（付属品の状況を含む）、修理基準の支給決定状況、支給基準（年齢条件・対応）等とした。

（倫理面への配慮）

今回の研究対象者は行政機関であり、個々の職員に属するものではない。ただし、提供を依頼している事例については、対象者の年齢・性別・疾患名を含むため、個人名を匿名とした範囲での情報を収集する。ただし、各自治体の判断で提供を可能とする物に限ることとした。また、研究結果の公開については、事例については、統計的な処理を経て公開することを原則とし、個人を特定できることの無いように配慮する。（中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究倫理委員会（承認番号：C21-0024））

## B-2. 市場状況調査（事業者調査）

意思伝達装置の導入にあたっては、販売事業者にかかる負担が大きいことは、これまでの製造事業者に対するヒアリングからも明らかになっている<sup>2</sup>。そのため、販売事業者における対応状況を調査した。しかし、意思伝達装置を扱う事業者を対象とした製造事業者団体や販売事業者団体は存在していないこと、対象製品が明確になっていないことを踏まえ、以下の範囲を調査対象とした。

対象製品は、消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理を定める件」（最新改正：令和3年3月31日厚生労働省告示第106号）における、別表第四 重度障害者用意思伝達装置（第三十三号関係）、別表第五 携帯用会話補助装置（第三十三号の二関係）のうち走査入力方式対応製品の収載製品（以下、対象製品）とした。なお、対象となる販売事業者は、

収載製品の販売元の各社に対し、平成30年度以降に取り扱い実績のある販売代理店（販売事業者）等について照会した。

（方法）

- ・郵送で調査票発送（回答用紙は、HPよりダウンロード可能とする）
- ・回答は郵送・メール添付またはWebフォーム

（調査期間）

- ・令和3年12月10日に製造事業者へ対して販売事業者の照会を行い、判明した販売事業者に対し順次調査票を配布した。回答期間はおおむね1ヵ月を設定し、最終分の期限を令和4年2月末日締め切りとした。

（主な事項）

- ・対象期間としては、H30/R1/R2年度の3年度間（H30.4.1-R3.3.31）とする。
- ・対象製品の販売状況、販売関連対応・メンテナンス対応等の状況、具体的支援の状況等とした。

（倫理面への配慮）

今回の研究対象者は販売事業者であり、個々の従業員に属するものではない。また、提供を依頼している情報についても、対象者の個人名・年齢・性別・疾患名を含んでいない。また、研究結果の公開については、統計的な処理を経て公開することを原則とし、個々の事業者を特定できることの無いように配慮する。（中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究倫理委員会（承認番号：C21-0055））

## C. 結果

### C-1. 支給実態調査（行政調査）

回答総数は836自治体であるが、必要事項の不記載等により集計除外としたものもあり、有効回答数が831自治体（47.7%）であった。自治体規模別の回答状況は表1の通り。以下、主要な結果についてまとめる。

表1. 自治体調査回答状況（規模別）

	政令市	特別区	市	町村	合計
全数	20	23	772	926	1741
回答	12	13	496	310	831
回答率	60.0%	56.5%	64.2%	33.5%	47.7%

<sup>2</sup> 令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」分担報告（補装具費支給制度における種目（意思伝達装置）の構造に関する調査研究）等

(1) 購入基準の申請状況・支給決定状況

①支給申請の状況

支給申請の実績があったのは、831自治体中392自治体：47.2%（このほか、修理のみ実績ありが22自治体）である（表2参照）。

なお、合計数としては申請：1,235件/支給：1,295件であり、同期間における実績<sup>3</sup>（申請：2,219件/支給：2,143件）に対する判明率は、申請件数ベースで58.5%である。

表2. 購入基準の申請件数（自治体数）

(件数)	政令市	特別区	市	町村	合計
<b>実績あり</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	<b>318</b>	<b>50</b>	<b>392</b>
39	1				1
37	1				1
34	1				1
33	1				1
26	2				2
25	1				1
24	1				1
23	1				1
20	1				1
16			1		1
15		1			1
14			1		1
13			1		1
12			1		1
11	1		2		3
10			6		6
9		1	3		4
8		1	6		7
7	1		5		6
6		2	4		6
5		1	18		19
4		2	31	2	35
3		1	36	1	38
2			62	11	73
1		3	141	36	180
<b>修理のみ</b>			<b>16</b>	<b>6</b>	<b>22</b>
<b>なし</b>		<b>1</b>	<b>162</b>	<b>254</b>	<b>417</b>

②付属品・修理基準の状況

購入と同時の付属品、または購入後の修理（交換）としての入力装置や固定具等の支給状況は、表3の通り。

表3. 付属品・修理基準の支給状況（件）

	購入 (付属品)	修理
本体修理		105
固定台（アーム式）	83	11
固定台（テーブル置き式）	33	1
固定台（自立スタンド式）	640	15
入力装置固定具	169	52
呼び鈴	538	62
呼び鈴分岐装置	514	53
接点式入力装置	271	77
帯電式入力装置	71	76
うちタッチ式	46	36
うちピンタッチ式	14	31
筋電式入力装置	3	10
光電式入力装置	12	12
呼気式（吸気式）入力装置	4	3
圧電素子式入力装置	92	147
空気圧式入力装置	141	67
視線検出式入力装置	244	36
遠隔制御装置	117	16

(2) 支給決定内容の概要

①申請区分・本体形式の概要

回答のうち、別紙①（詳細の一覧表）があるものが254自治体・600件（申請件数）、別紙②（対象者・対応基準の概要集計表）があるものが104自治体・416件、が得られた。（ただし、一部項目未回答も含む。）主な結果を表4～5に示す。

表4. 申請区分（福祉行政報告例における調査表の区分）（件）

身体障害者・児への支給	第18	862
難病患者等への支給	第18の2	116
特例補装具の支給	第18の3	25
難病患者等の特例補装具費の支給	第18の4	12
<b>合計</b>		<b>1015</b>

表5. 本体形式（補装具種目名称別コード）（件）

文字等走査入力方式		
(簡易なもの)	170102	48
(簡易な環境制御機能が付加されたもの)	170103	370
(高度な環境制御機能が付加されたもの)	170104	122
(通信機能が付加されたもの)	170105	391
生体現象方式	170106	10
その他	170001	
<b>合計</b>		

<sup>3</sup> 福祉行政報告例による実績

なお表4の本体形式においては、文字等走査入力方式では、複数の機能（高度な環境制御機能と通信機能等）を持つ製品もあるため、併記された回答もあり、集計時においていずれかの項目に振り分けた。また、現行製品では文字等走査入力方式（簡易なもの）に該当する製品は販売されていたことから、正確な回答が得られていない場合も含まれる。

## ②申請内容の詳細

別紙①では、申請者概要、本体(機種/製品名)、付属品の組み合わせ等が確認できる。

まず、申請のあった機種名(製品名)の内訳を表6に示す。

表6. 機種名(製品名)(件)

区分(※1)	機種名(※2)	件数
文字等走査入力方式 (非課税物品)	レッツチャット	29
	ファイン・チャット	1
	伝の心	175
	話想	6
	TCスキャン	88
	Miyasuku EyeConSW	141
	eeyes	2
	OriHime eye	66
生体検証方式 (非課税物品)	「新心語り」YN-502K	1
	Cyin 福祉用モデル	1
特例対象(非課税物品)	マイトビー	9
ソフトウェア	トーキングエイド for iPad テキスト入力版	1
	指伝話コミュニケーションバックソフトウェア	1
	オペレートナビ TT (※3)	12
ソフトウェアをインストールしたPC	ANAVI-10 (※4)	6
	Feel オペナビ (※4)	7
	PC	3
	(不明・空欄等)	51
<b>合計</b>		<b>600</b>

(※1) 集計時に、回答内容を区分したもの

(※2) 各製品のモデル違いは統合して集計した

(※3) PC本体にインストールしての支給あり

(※4) 販売事業者において、オペレートナビをインストールしたPCに独自の型番(製品名)を付けたものと思われるもの

本体と入力装置の組み合わせはパターンが多いため、それぞれで件数が多かった組み合わせのみ抽出し表7に示す。なお、視線検出式入力装置を支給している185件中135件において、疑義のある(不適切な構成と疑われる)例が見られた(表8)。

表7. 本体・入力装置の各上位の組み合わせ(件)

	接点式	空気圧式	圧電素子式	帯電式	視線検出式
伝の心	78	29	23	18	9
Miyasuku EyeConSW	36	16	16	7	61
TCスキャン	16	7	2	5	54
OriHime eye	8	12	1	-	43

表8. 視線検出式入力装置支給における疑義例(件)

	入力複数個(※1)	入力装置固定具(※2)	呼び鈴分岐装置(※3)
<b>合計</b>	<b>2</b>	<b>62</b>	<b>97</b>
重複なし	0	37	72
重複	入力複数個	-	1
	入力装置固定具	1	-
	呼び鈴分岐装置	1	24

(※1) 入力複数個

入力装置を2個(従来型の入力装置との視線検出式入力装置2種類)支給している例

(※2) 入力装置固定具

視線検出式入力装置に同包されている固定用テープ・プレート以外の「入力装置固定具」を支給している例

(※3) 入力装置固定具

視線検出式入力装置では利用できない「呼び鈴分岐装置」を支給している例

また、支給に至らなかった例としては、13件確認できる(ほかに、2件の未記入あり)。申請者の原因疾患と結果の対応を表9に示す。

表9. 支給可に至らなかった事例(件)

	中止(死亡)	中止(取り下げ)	不可
筋萎縮性側索硬化症	3	4	2
多系統萎縮症	-	-	3
(未記入)	1	-	-
<b>合計</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>5</b>

### (3) 支給要件に関する状況

補装具として該当する意思伝達装置は、義肢装具完成用部品のように個別に対応製品の適否が規定されていない。他方、消費税法における身体障害者用

物品（非課税物品）では、個別の製品が記載されている<sup>4</sup>。そのため、これを参考にする自治体もある。各自自治体における対応状況を表 10 に示す。

表 10. 支給機種と非課税物品の関係（自治体数）

身体障害者用物品であることを求めている	249
好ましいとしている	186
該当しない場合には、その選定理由を求めている	164
問わない（確認しない）	113
その他	54
（未回答）	65
<b>合計</b>	<b>831</b>

## C-2. 市場状況調査（事業者調査）

### （1）予備調査（販売事業者の照会）

対象製品は 13 社・19 製品群（29 モデル<sup>5</sup>）あり、これらの製造事業者に対し、出荷している卸事業者（一次販社）・販売事業者（二次販社）を照会し、さらに卸事業者（一次販社）にも販売事業者（二次販社）を照会したところ、製造事業者・10 社、卸事業者・2 社（複数の製品を取り扱いあり）から回答があり、重複確認を行い、93 社の販売事業者を対象とした。なお、卸事業者の中には、複数社の製品を取り扱うものもあり、非回答の製造事業者の製品（1 社・1 製品群）についても対象に含むことができた。

### （2）本調査

この 93 社に対して、調査票を送付し製品毎での回答を依頼し、49 社から延べ 98 件（社・製品）について回答を得た。（このほか、1 社から一般への販売実績なしとの回答あり。）

なお、本集計結果概要については、事業者・製品を特定して公開することについては、その影響が生じることの懸念があるため、事業者名・製品名については、記載しない。

<sup>4</sup> 消費税法の一部を改正する法律（平成 3 年法律第 73 号）の施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて（最終改正 令和 2 年 3 月 31 日 障企発 0331 第 2 号）第 1 共通の事項 2 一般的注意事項にて記載。

<sup>5</sup> 非課税製品として記載されている製品には、同程度の機能のモデル違いの製品・旧モデルの継続記載も確認できる。それらを同一製品でモデル違いを製品群として集約した。

### 1) 販売状況および粗利率

- 販売台数：合計 1027 台（11 社・13 製品群）  
（福祉行政報告例支給実績（2143 台）に対する判明率：47.9%）
- 平均粗利率：5.0～55.0%（単純平均<sup>6</sup>：22.3%）
- 卸事業者の直販分を除く平均粗利率：  
5.0～35.0%（単純平均：19.8%）
- 製品毎での平均粗利率（直販分を除く）  
13.0～26.2%（単純平均：19.8%）

### 2) 販売・アフターフォロー状況（販売事業者単位）

- 問い合わせから販売までの対応として、
- デモ機の貸出し（無償）：可（41）、不可（7）  
期間：1～4 週間（2 週間程度が多い）
  - デモ機の貸出し（有償）：可（32）、不可（7）  
期間：1～4 週間（2 週間程度が多い）
  - 訪問回数：1～7 回（2 回（2～3 回を含む）が最多）である。また、訪問等を行う場合および作業費相当額の請求の有無について、表 11 および表 12 に示す。

表 11. 販売前および販売時対応状況（事業者数）

	無償対応	有償対応	対応なし
事前デモ	37	8	3
判定立ち合い	38	6	3
訪問設置	42	5	1
初期設定変更	40	7	2

（※）有償対応は作業費相当額の請求をしている場合

表 12. 販売後対応状況（事業者数）

	無償対応	有償対応	対応なし
設定変更	34	12	5
故障確認・修理 （オンサイト）	30	14	5
（センドバック）	26	16	6

（※）有償対応は作業費相当額の請求をしている場合

### 3) 具体的支援状況（販売事業者単位）

各種の問い合わせを受ける程度と、その対応の負担の程度を表 13 に示す。

<sup>6</sup> 単純平均：販売台数を考慮せずに、回答表（販売事業者・製品）単位で計算した平均。

表 13. 販売事業者が受ける依頼の頻度と負担の程度

種別	内容	(1) 問い合わせや依頼の頻度				(2) 対応の有無と負担の程度			
		利用者から (※1)	支援機関から (※2)	行政機関から (※3)	仕入先から (※4)	利用者から (※1)	支援機関から (※2)	行政機関から (※3)	仕入先から (※4)
相談	コミュニケーション機器（全般）についての説明および機器（当該製品）の選択についての相談	2.85	3.08	2.33	2.02	2.35	2.30	2.11	2.42
貸し出し	機器（本体）貸出	2.87	2.84	1.98	1.67	2.21	2.31	2.15	2.16
	機器（固定台）貸出	2.59	2.63	1.87	1.49	2.22	2.28	2.23	2.19
	貸出機器の設置と簡単な使用説明	2.83	2.85	1.89	1.66	2.21	2.27	2.11	2.00
設置・適合	コミュニケーション機器の設置・説明	2.79	2.83	1.98	1.68	2.19	2.24	2.00	2.00
	コミュニケーション機器の設定変更・調整	2.88	2.77	1.93	1.70	2.03	2.26	2.00	2.04
	スイッチの選択及び調整	2.86	2.90	2.02	1.66	2.09	2.15	2.04	2.13
IT支援	無線LANの設定	2.50	1.87	1.40	1.30	1.75	1.76	1.75	1.74
	インターネットへの接続及びメールの設定	2.75	2.09	1.36	1.30	1.69	1.61	1.63	1.71
	ウイルスセキュリティソフトインストールと設定	1.92	1.55	1.18	1.23	1.71	1.78	1.74	1.75
	リモコン設定	2.73	2.02	1.38	1.23	1.82	1.94	1.78	1.78
	新機器へのデータ移行	2.31	1.62	1.27	1.25	1.71	1.81	1.59	1.64
	個別取扱説明書の作成	1.83	1.62	1.16	1.16	1.58	1.58	1.48	1.57
	PC設定（Windows環境対応）・他のソフトの設定	2.10	1.72	1.27	1.17	1.66	1.65	1.56	1.57

- (※1) 実際に購入に至らない購入希望者、並びに家族を含む
- (※2) 医療機関や、患者会等
- (※3) 市区町村の担当課、更生相談所、保健所等
- (※4) 製造事業者および卸事業者

- 4 多い
  - 3 ある
  - 2 たまにある
  - 1 ほとんどない
- としての平均値

- 4 負担なく対応
  - 3 負担とは言えない
  - 2 少し負担
  - 1 非常に負担
- としての平均値

## D. 考察

### D-1. 支給実態調査（行政調査）

#### (1) 自治体における対応関係

申請件数をみると、町村のみならず多くの市においても申請がない、または数年に一度（対象の3年間に1～2回）であることが確認された。なお、調査項目において、福祉行政報告例における調査票の区分や、補装具支給申請決定簿に記入する種目名称別コードの誤記入が多く、詳細を適切に把握して対応しているとは言い難い自治体もみられた。このことから、全ての市区町村が、補装具としての意思伝達装置について機能や構成を判断して、支給対象の適否を判断することは事実上不可能といえる。

過去に、テクノエイド協会が発行した「補装具費支給事務ガイドブック」や、日本リハビリテーション工学協会発行した、「重度障害者用意思伝達装置導入ガイドライン」がある。それらを十分に参考にすることや、製品の機能や構成についても更生相談

所の判断を受けることを求めるなどの望ましい対応を通知等で明示しなければ、今後他の補装具より早いサイクルで新製品が登場すると想定される意思伝達装置の公正・適切な支給判定がされなくなることが危惧される。

#### (2) 支給決定製品や構成関係

本体及び付属品個々については対象として問題でないものでも、実際の構成（組み上げ）においては不要なものが含まれていると疑わしい申請が多数確認された。本体製品によっては不要となる付属品を含む申請が改善しないのであれば、製品ごとに対象となる付属品を明記した標準構成例を定め、提示していくことも必要になるといえる。

また、消費税非課税となる障害者用物品としての意思伝達装置は、ソフトウェアの機能追加と思われる申請のため、見かけ上は多くの製品が収載されている。そして、障害者用物品と補装具対象品は同一

でないとされているが、対象製品として、障害者用物品を参考または指定している自治体も多くみられ、事実上は障害者用物品に収載されていれば対象製品として取り扱われている。

これらの状況をふまえると、全国の市区町村で同じ対応を求めるためには、対象製品を障害者用物品とすること、あるいは対応づけることも一案である。そして、その指定にあたっては補装具Ⅰ類（義肢装具等）の完成用部品のように、補装具評価検討会で各製品を審査するなどの対応も考えられる。

## D-2. 市場状況調査

### (1) 調査対象事業者および流通と粗利率

意思伝達装置製造事業者協会や意思伝達装置販売店協会のような業界団体がなく、製造事業者経由で販売事業者をリストアップした。販売事業者の中には、義肢装具製作所のような補装具を主に取り扱っている事業者もあれば、介護保険の福祉用具レンタルを主に取り扱っている事業者の名前がみられた。

また、今回把握できた製品においても製造事業者が直接販売している場合、製造事業者から直接仕入れて販売している事業者（一次販社）、製造事業者から卸事業者を経て販売している事業者（二次販社）と、3パタンの流通が確認できた。これらの場合において、仕入れ形態により粗利率が異なることが、二次販社の利益が圧縮されることになる。意思伝達装置以外の取り扱い製品にもよるが、補装具の特性上、利用者に直接かわり訪問・諸調整を行うことを卸事業者ではなく販売事業者に求めるのであれば、仕入れ形態による利益の差が生じることは好ましい状況とは言い難い。

### (2) 販売関連対応状況

補装具費支給制度においては購入基準額の中に諸経費が含まれていると考えられているため、意思伝達装置においても販売に伴う諸経費が含まれているといえる。基準額(450,000円)×平均粗利率(20%)とすると差益(90,000円)がその諸経費および利益と想定できる。販売前および販売時対応として、「事前デモ」「判定立ち合い」「訪問設置」「初期設定

変更」等の対応の有無や訪問回数を単純にみると、3回程度の近郊訪問であれば不足していると断言できるものではない。

しかしながら、3回の訪問を想定すると、その対象は「事前デモ」「訪問設置」「初期設定変更」と想定でき、入力装置の適合・確認のための複数回の訪問は困難といえる。この場合は、医療機関等で何らかの意思伝達装置を体験し入力装置の適合・選定が終わり、実際に生活場面の中で利用できるか否かの確認・調整や、利用支援を行う家族の対応の習得という段階での対応に留まるといえる。

また、販売事業者による判定立ち合いが必要になる理由を考えたとき、適切な構成で入力装置の選定という処方内容の確認であるといえる。これは、補装具費支給制度を利用しない場合には不要な対応であり、その費用が持ち出し（負担）になっていると考えることもでき、実際に費用を利用者に求めている場合もみられた。

これらの申請に伴う対応については、医療機関等との連携が良好な場合には負担は少ないといえる。しかし、利用者から販売事業者へ直接連絡があると、販売事業者は、入力装置の適合を行う場合もあり、想定する差益の中では対応は困難といえる。補装具費支給制度としては、この適合や判定に関する費用のあり方を検討する必要があるといえる。

### (3) 販売事業者の対応状況

ICT技術の発展で意思伝達装置となる製品が増え、利用者の要望が多岐にわたることで、最終的な販売事業者が十分な製品特性を理解しない状況で複数社の製品を取り扱う必要がでてきたことはやむを得ない。特に、最近の意思伝達装置は、ソフトウェアを作成する事業者により、PCに組み込んだ装置が増えてきており、従来からの補装具や専用機器の概念とは大きく離れてきている製品もある。そして、機能追加等のバージョンアップが著しい製品を取り扱うことは、その実績が少ない販売事業者にとっては大きな負担となるといえる。

実際、問い合わせ内容の中で他所では多くないが利用者からは、「無線LAN」「インターネット」「リ

モコン」の設定という意思伝達装置の主機能以外のものも多い。対応することの負担としては、相談元によらず、基本的な相談やデモ機の貸し出しより、設置・適合や IT 支援での負担が大きいという結果がえられている。これらについては、意思伝達装置等を主として扱う事業者か、それ以外の事業者かで異なるといえるが、少なくともこれらの対応の負担が大きいとしても、補装具費として認める（基準額の引き上げまたは加算）根拠としては適切とはいえない。

## E. 結論

PC にソフトウェアを組み込んだ意思伝達装置（同等製品）が増えてきている現状においては、従来からの意思伝達装置とそれらを同等に扱うことは困難といえる。行政の対応においては複雑な機能・装置構成についての妥当性等の判断は困難であり、全国均一の対応の維持は、現実的には不可能であると考えなければいけない状況である。

販売事業者においては補装具としての費用の中での対応として、指定（処方）された意思伝達装置販売設置までは可能といえる場合が多い。しかし、処方のための試用評価や補装具としての判定立ち合いが必要となれば、現行の補装具費支給制度における基準額では困難であるといえる。

とはいえ、新しい ICT 技術を利用したソフトウェアの開発が進むことで、それを必要とする人のニーズの実現と QOL の向上の寄与していることは明らかであり、それに応えることができる制度への転換の検討は避けられない課題になったといえる。

これらの状況をふまえると、補装具としての意思伝達装置は、（1）現行の補装具としての基準を厳守しそれ以外のニーズは別の種目等と切り分ける、

（2）補装具における意思伝達装置の基準をソフトウェアや適合に特化するなどの見直し、（3）利用制限を解除する（日常生活用具の情報通信支援用具に統合する）といった対応が考えられる。それらの具体的検討のために、次年度は各案の可能性を、制度としての明確さ・他制度との整合性、事業者の適切

な参入・事業維持、利用者のニーズ等から比較検討することとする。

## F. 健康的危険情報

（総括研究報告書にまとめて記入）

## G. 研究発表

1. 論文発表  
（なし）
2. 学会発表  
（なし）

## H. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得  
（なし）
2. 実用新案登録  
（なし）
3. その他  
（なし）





（3）購入基準の付属品（加算）の支給決定状況（年度毎、修理部位別の件数）

※修理申請による交換等は、2（次ページ）にご記入ください。

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
固定台（アーム式）				
固定台（テーブル置き式）				
固定台（自立スタンド式）				
入力装置固定具				
呼び鈴				
呼び鈴分岐装置				
接点式入力装置 （スイッチ）				
帯電式入力装置 （スイッチ）				
うち タッチ式				
うち ピンタッチ式				
筋電式入力装置 （スイッチ）				
光電式入力装置 （スイッチ）				
呼気式（吸気式）入 力装置（スイッチ）				
圧電素子式入力装 置（スイッチ）				
空気圧式入力装置 （スイッチ）				
視線検出式入力装 置（スイッチ）				
遠隔制御装置				

2. 修理基準の支給決定状況（年度毎、修理部位別の件数）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	備考
本体修理				
固定台（アーム式）				
固定台（テーブル置き式）				
固定台（自立スタンド式）				
入力装置固定具				
呼び鈴				
呼び鈴分岐装置				
接点式入力装置 （スイッチ）				
帯電式入力装置 （スイッチ）				
うち タッチ式				
うち ピンタッチ式				
筋電式入力装置 （スイッチ）				
光電式入力装置 （スイッチ）				
呼気式（吸気式）入 力装置（スイッチ）				
圧電素子式入力装 置（スイッチ）				
空気圧式入力装置 （スイッチ）				
視線検出式入力装 置（スイッチ）				
遠隔制御装置				

**重度障害者用意思伝達装置の支給基準（条件・対応の考え方）について** ※別紙補足説明あり

**3. 学齢未満児に対する対応／解釈**（申請があった自治体ではこれまでの対応、なかった自治体では要綱等での条件の有無や申請があった場合の対応として想定でご回答ください。）

(1) 要綱等における年齢条件等の規定について

- 規定していない・明記していない  
 規定している・明記している → [ ]

(2) 実質的な取扱いについて

- 支給申請は受け付けない（対象外であるとしている）  
 支給申請を受け付け、意見書を基に市区町村の判断で、支給の可否を決定している  
     指定自立支援医療機関（育成医療担当医）による意見書  
     その他の医師による意見書  
 支給申請を受け付け、身体障害者更生相談所で、支給の可否を決定している  
 その他 → [ ]

(3) その他、取り扱い上の留意事項

[ ]

**4. 身体障害者用物品との対応について**（申請があった自治体ではこれまでの対応、なかった自治体では要綱等での条件の有無や申請があった場合の対応として想定でご回答ください。）

- 申請書に記載の製品が、身体障害者用物品であることを求めている  
 申請書に記載の製品が、身体障害者用物品であることが好ましいとしている  
 申請書に記載の製品が、身体障害者用物品でない場合には、その選定理由を求めている  
 申請書に記載の製品が、身体障害者用物品であるか問わない（確認しない）  
 その他 → [ ]

**回答内容の公開・照会について**

● 自治体名の公開の可否について 可（公開資料を含む） ・ 可（内部資料に限る） ・ 否

● 回答者について

氏 名 ( )  
役 職 ( ) 職 種 ( )  
電話番号 ( )  
FAX 番号 ( )  
メールアドレス ( )  
再確認への対応 可 ・ 否

ご協力ありがとうございました。



別紙② 重度障害者用意思伝達装置の購入基準(本体)の申請状況に関する年度集計

ダウンロードして、書式にご入力ください

自治体コード:

⇒

市区町村名:

(総務省全国地方公共団体コード(6桁))

(自治体コードから変換しますので、ご確認ください。)

別紙①で個別の情報を開示できない場合で、年度集計が提示可能な場合は、こちらに記入をお願いします。

別紙①でご回答の場合は、本表の記載(入力)は不要です。

申請区分(福祉行政報告例の調査票の区分)

	H30年度	R1年度	R2年度	合計
身体障害者・児への支給(第18)				0
難病患者等への支給(第18の2)				0
特例補装具の支給(第18の3)				0
難病患者等の特例補装具費の支給(第18の4)				0
合計	0	0	0	0

※各表の合計欄は自動集計します。

内を記入(入力)してください。

申請者属性

	H30年度			R1年度			R2年度			合計
	男	女	(計)	男	女	(計)	男	女	(計)	
10歳未満			0			0			0	0
10代			0			0			0	0
20代			0			0			0	0
30代			0			0			0	0
40代			0			0			0	0
50代			0			0			0	0
60代			0			0			0	0
70代			0			0			0	0
80代			0			0			0	0
90代			0			0			0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本体(形式名称)

(補装具種目名称別コード)	H30年度	R1年度	R2年度	合計
文字等走査入力方式				
(簡易なもの) 170102				0
(簡易な環境制御機能が付加されたもの) 170103				0
(高度な環境制御機能が付加されたもの) 170104				0
(通信機能が付加されたもの) 170105				0
生体現象方式 170106				0
その他(下記にご記入ください) 170001				
				0
				0
				0
				0
				0
				0
合計	0	0	0	0

## 重度障害者用意思伝達装置の販売状況に関する調査（回答用紙）

【お願い】 集計の簡素化のために、可能な限り Web フォームでの回答にご協力ください。

○事業者名：( \_\_\_\_\_ )

○回答者：( \_\_\_\_\_ ) メールアドレス ( \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_ )

※複数の製品を扱っている場合は、製品毎にご回答をお願いします。

(注意事項) 本調査における「販売」は、利用者への納入を対象としています。支援機関や教育・研究期間への販売は除外をお願いします。また、購入に際して、制度利用の有無は問いません（自費購入も対象となります）。

### 1. 対象製品の販売状況

#### Q1-1. 対象製品仕入れ・販売実績

製品名	
仕入れ先（製造元または卸事業者）	
平均粗利率（※）	（%）
販売実績（平成30年度の出荷数）	（台）
販売実績（令和元年度の出荷数）	（台）
販売実績（令和2年度の出荷数）	（台）

※参考：粗利率 = (定価または見積価格 - 仕入れ価格) / 定価または見積価格 × 100

#### Q1-2. 貴社における販売エリア

都道府県（複数）	
----------	--

#### Q1-3. 貴社における販売エリア外からの問い合わせ対応

自社（店）での対応内容	
他社（店）の紹介・斡旋内容	

## 2. 販売関連対応・メンテナンス対応等の状況

### Q2-1. 問い合わせから納入までにかかるデモ機の貸し出し・訪問対応の有無

デモ機の貸し出し（無償）	可（期間 週間程度まで）	・ 不可
デモ機の貸し出し（有償）	可（期間 金額 週間程度まで 円）	・ 不可
訪問回数（平均（最頻値相当））	（回）	

### Q2-2. 販売前および販売時対応費用の請求の状況

	対応状況(※1)	作業費相当額(※2)	交通費相当額(※3)
事前デモ	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費
判定立ち合い	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費
訪問設置	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費
初期設定変更	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費
その他	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費

その他の内容：

(※1) ○：対応あり（請求なし）、△：対応あり（請求あり）、×：対応なし

(※2) 作業費相当額として、実際に利用者に請求している平均的金額（または定額）

(※3) 交通費の設定がある場合は、Q2-4にもご回答ください

### Q2-3. 販売後対応（アフターフォロー）費用の請求の状況

	対応状況(※1)	作業費相当額(※2)	交通費相当額(※3)
設定変更	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費
故障確認・修理 (オンサイト)	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費
故障確認・修理 (センドバック)	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費
その他	○・△・×	(円)	なし・あり(定額)・実費

その他の内容：

(※1) ○：対応あり（請求なし）、△：対応あり（請求あり）、×：対応なし

(※2) 作業費相当額として、実際に利用者に請求している平均的金額（または定額）

(※3) 交通費の設定がある場合は、Q2-4にもご回答ください



Q2-4. 販売前および販売時、並びに販売後対応（アフターフォロー）の交通費の設定

・ <u>定額</u> の場合は、その金額 （エリア別設定も含む）	
・ <u>実費</u> の場合の、算出根拠 （距離単価、通行料等の対象）	

3. 具体的支援の状況

Q3-1. 以下の支援内容について、問い合わせや依頼を受けることの頻度

種別	内容	利用者から （※1）	支援機関から （※2）	行政機関から （※3）	仕入先から （※4）
相談	コミュニケーション機器（全般）についての説明 および機器（当該製品）の選択についての相談				
貸し出し	機器（本体）貸出				
	機器（固定台）貸出				
	貸出機器の設置と簡単な使用説明				
設置・適合	コミュニケーション機器の設置・説明				
	コミュニケーション機器の設定変更・調整				
	スイッチの選択及び調整				
IT支援	無線LANの設定				
	インターネットへの接続及びメールの設定				
	ウイルスセキュリティソフトインストールと設定				
	リモコン設定				
	新機器へのデータ移行				
	個別取扱説明書の作成				
	PC設定（Windows環境対応）・他のソフトの設定				

（※1）実際に購入に至らない購入希望者、並びに家族を含みます

（※2）医療機関や、患者会等

（※3）市区町村の担当課、更生相談所、保健所等

（※4）製造事業者および卸事業者

◎：多い  
○：ある  
△：たまにある  
×：ほとんどない

Q3-2. その支援内容についての対応の有無と、対応する場合の負担の程度

種別	内容	利用者から (※1)	支援機関から (※2)	行政機関から (※3)	仕入先から (※4)
相談	コミュニケーション機器（全般）についての説明 および機器（当該製品）の選択についての相談				
貸し出し	機器（本体）貸出				
	機器（固定台）貸出				
	貸出機器の設置と簡単な使用説明				
設置・適合	コミュニケーション機器の設置・説明				
	コミュニケーション機器の設定変更・調整				
	スイッチの選択及び調整				
IT支援	無線LANの設定				
	インターネットへの接続及びメールの設定				
	ウイルスセキュリティソフトインストールと設定				
	リモコン設定				
	新機器へのデータ移行				
	個別取扱説明書の作成				
	PC設定（Windows環境対応）・他のソフトの設定				

(※1) 実際に購入に至らない購入希望者、並びに家族を含みます

(※2) 医療機関や、患者会等

(※3) 市区町村の担当課、更生相談所、保健所等

(※4) 製造事業者および卸事業者

Q3-3. その他具体的支援に関する特記事項

— : 対応しない  
 対応している場合

◎ : 負担なく対応

○ : 負担とは言えない

△ : 少し負担

× : 非常に負担

以上です。ご協力ありがとうございました。